⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。

⑾　本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。なお、実施にあたっては「段階検査（出来高確認）試行実施要領（案）」（入札説明書参照）に基づき行うものとする。

⑿　本工事は、短い間隔で出来高に応じた部分払いを実施する出来高部分払方式を適用するものとし、前払い金は２割以内で、かつ、中間前金払を行わない試行工事である。

⒀　本工事は、総価契約の内訳として単価について合意を行う「総価契約単価合意方式」の試行工事である。

⒁　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⒂　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　関東地方整備局における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1100点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が、1100点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

ア）直径20m以上の鋼板セルを製作した工事

イ）溶接方式による高さ25m以上の鋼製橋脚を製作した工事

ウ）質量300ｔ以上の鋼殻ケーソンによる構造物（岸壁、護岸又は防波堤）を製作した工事

上記ア）、イ）、ウ）はいずれかの実績でよいものとする。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ア）鋼板セルを製作した工事

イ）溶接方式による鋼製橋脚を製作した工事

ウ）鋼殻ケーソンによる構造物（岸壁、護岸又は防波堤）を製作した工事

上記ア）、イ）、ウ）はいずれかの実績でよいものとする。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ア）直径20m以上の鋼板セルを製作した工事

イ）溶接方式による高さ25m以上の鋼製橋脚を製作した工事

ウ）質量300ｔ以上の鋼殻ケーソンによる構造物（岸壁、護岸又は防波堤）を製作した工事

上記ア）、イ）、ウ）はいずれかの実績でよいものとする。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア）鋼板セルを製作した工事

イ）溶接方式による鋼製橋脚を製作した工事

ウ）鋼殻ケーソンによる構造物（岸壁、護岸又は防波堤）を製作した工事

上記ア）、イ）、ウ）はいずれかの実績でよいものとする。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑹　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑽　工事全般の施工計画及び企業の高度な技術力（ＶＥ提案）が適正であること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（ＶＥ提案）」、「工事全般の施工計画」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の①、②の要件に該当する者のうち、⑵の総合評価の方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。